

国土交通省組織令の一部を改正する政令案参照条文

国土交通省設置法（平成十一年法律第百号）（抄）

（運輸支局又は地方運輸局、運輸監理部又は運輸支局の事務所）

第三十七条（略）

- 2 運輸支局の名称、位置及び管轄区域は、政令で定める。
- 3 （略）